

掛川市告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成26年6月30日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成26年6月30日

掛川市長 松井三郎

NO	路線名	起 点	終 点	新旧別	幅 員	延 長
1	桜木南横断線	富部字西ノ谷 148-1	下垂木字田中 1460-3	新	3.20m～16.00m	1,942.31m
				旧	3.20m～16.00m	1,942.31m
2	掛川袋井線	細田字一ノ坪 2-1	梅橋字梅橋 139-1	新	4.80m～20.30m	2,525.54m
				旧	4.80m～20.30m	2,525.54m
3	高御所北本線	高御所字本村 1454-20	高御所字前坪 351-3	新	3.50m～8.00m	781.98m
				旧	3.50m～8.00m	781.98m
4	領家南線	領家字宮前 164-1	領家字宮前 179	新	2.20m～4.30m	105.26m
				旧	2.20m～4.30m	105.26m